

第9回議会のあり方等検討特別委員会議事概要

日時：平成21年1月23日（金）

午後1時から

場所：第1委員会室

【竹井委員長】 大分寒い日が続いておりました。きょうは、天気予報では暖かくなるというふうに言っています。そんなに暖かくないですが、お風邪などを召されぬように、来週から大変な戦いが市内一円始まりますので、皆様も大変忙しいときではございますが、きょうは第9回議会のあり方等検討特別委員会を始めさせていただきます。

それでは、事項書に基づいて委員会を開催させていただきます。

まず、1番目、前回、第8回の特別委員会の議事概要及び決定事項の確認についてを議題といたします。事務局長より説明をいただきます。

西川事務局長。

【西川事務局長】 それでは、第8回議会のあり方等検討特別委員会の議事概要につきましては、先般配付させていただいたと思うんですが、これについて読んでいただいたというふうに思いますので、これにつきましては説明は省略させていただきます。

続きまして、決定事項でございますが、第8回議会のあり方等検討特別委員会における決定事項に係る資料をごらんいただきたいと存じます。

昨年12月19日に開催されました第8回議会のあり方等検討特別委員会における決定事項は、資料に記載されてありますとおり4点ございます。

まず1点目は、昨年11月19日に開催されました第7回の特別委員会の議事概要及び決定事項の確認でございます。

2点目といたしましては、第9回の特別委員会、本日の特別委員会でございますが、この日程調整についてでございます。

その次が、本日の特別委員会における提出資料についてでございます。資料といたしましては、前回の第8回特別委員会における論議のまとめに関する資料、これまでの議会改革の経過をまとめた資料、及び二元代表制に関する説明資料の合計3種類の資料を提出することが決定されております。本日は、御決定いただきました3種類の資料に加えまして、コンサルタントのぎょうせいさんから議会基本条例に関する資料と、議会事務局が昨年

暮れから新年にかけて調査いたしました会派と議会運営に関する資料もあわせて提出させていただきます。

最後の4点目でございますが、本日の特別委員会の検討テーマを会派の考え方というテーマで議論いただくこととなっております。

以上が、前回、第8回議会のあり方等検討特別委員会で決定された事項でございます。

以上でございます。

【竹井委員長】 ただいま事務局長より議事概要と決定事項の確認について報告をいただきました。

議事概要につきましては、お手元に配付をされております。また、内容を精査の上、疑義等がございましたら事務局のほうにお申し出をいただきたいと思っております。

それから、決定事項に関しましての3番目、検討資料の提出ということにつきましては、この後、2の項で説明をいたさせます。

1番の項についてはよろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【竹井委員長】 ありがとうございます。

それでは、2番目の項に入らせていただきます。

先ほど説明がありました第9回に向けての提出資料について事務局長より説明をいたさせます。

局長。

【西川事務局長】 それでは、提出資料の説明をさせていただきます。

提出資料、第8回議会のあり方等検討特別委員会の主な論点について御説明させていただきます。

まず、1ページ目をごらんいただきたいと存じます。

今後の特別委員会の議論の進め方についてでございます。

昨年12月19日に開催されました第8回の特別委員会の検討資料でございます第1回アンケート調査結果に基づく検討結果におきます、現状の認識、課題、議論の方向及び論点などに沿いましてまず議論を進め、その後、議会基本条例の具体的内容について議論に入っていくとの方向性が示されております。

次に、2の主な論点について説明をさせていただきます。

(1)の二元代表制に関する御意見といたしましては、2つの異なるニュアンスの意見

が出されております。1つは、二元代表制を前提として議論を進めるべきであるという考え方でございます。もう一つは、二元代表制を前提とはせず、議論の過程を大切にすべきである。議論の結果として二元代表制を基本理念とするということが出てくるのではないかと御意見でございます。

次に、(2)の議案の修正について説明させていただきます。

この議案の修正につきましては、多くの委員から意見が出されております。これらの意見をまとめますと、議会と市長は緊張ある関係のもとで、各議員は議案に対して賛成、反対のほか、修正ということも視野に入れるべきであるとのこととでございます。この考え方につきましては異論は出されておられません。

また、議案の修正を視野に入れて審議する場合における必要な条件といたしまして、①の議員間討論や勉強会の設置を挙げる意見が多数出されております。

②といたしまして、協議と検討、審議と審査が十分行える余裕ある議会日程とすべきであるとの意見も多数の委員から出されております。

③といたしましては、議会事務局の機能の充実でございます。

以上の3点を環境整備として挙げる意見がございました。

なお、次の(3)の審議・審査のあり方、それから、次のページの(5)の議員の資質向上のところにも記載されております各意見につきましても、議案修正においては重要な条件ではないかというふうに考えております。

次に、(3)の審議・審査のあり方についてでございます。

審議等のあり方及びどのような資料が必要で、いつ提出してもらうかについて議論する必要があるということでございます。

①は、条例案などの審議段階においては、関連資料に加えて、関係の規則と運営規程などは提出すべきであるということとでございます。

②は、新規の条例や多額の予算を伴う条例案を提出する場合、概要の説明だけでも議員に対し早期に行ってもらう必要があるということとでございます。これは、議案修正のための準備時間を確保するという意味合いも含まれているというふうに思います。

続きまして、資料2ページをお開きいただきたいと思います。

(4)の反問権の付与についてであります。議会と市長は緊張関係を維持すべきであり、議員資質の向上などのためにも、執行部へ反問権を付与してはどうかという意見がございました。特に、修正案を出す場合は、反問権を与えた中で執行部と議会とが議論して

もよいのではないかという考え方でございます。

(5)の議員の資質向上につきましては、多くの委員が資質の向上のため勉強会などの自己研さんが大切であると考えておみえになります。

①は、勉強会や議員間討論の場として、全員協議会を活用してはどうかという意見でございます。

②は、会派間の意見交換の場が必要であるという意見で、これらは、(2)の議案の修正における環境整備にも当てはまるという事項でございます。

(6)の請願の紹介議員については、紹介議員の位置づけと委員会における審査方法の見直しに関する意見でございます。

①は、請願の趣旨等が不明確な場合は、委員長の権限で紹介議員に説明を求めてはどうかというものであります。

②は、最近、国政に関する請願が多く提出され、紹介議員に複数の議員がなっているケースも多くございます。そうした場合、紹介議員に内容の説明を求めるのもよいが、もっと突っ込んだ議論も必要であり、国の問題だからといって、賛成、反対の数だけで決めるべきではないという御意見がございました。

最後の(7)でございますが、最初に説明いたしました今後の議論の進め方というところで御説明した事項と関連をいたしておりますが、まず、基本的事項について議論を十分行い、共通認識ができれば次の各論に関する議論が進みやすくなるのではないかという御意見でございます。

以上が、前回の第8回特別委員会における御意見を整理し、大っぴらでまとめました議論の論点ということでございます。

次に、3、各議員の発言の要旨につきましては、各意見の要点を取りまとめたものが記載させていただいております。これにつきましては説明を省略いたしますので、ごらんおきいただきますようお願いいたします。

以上で、第8回議会のあり方等検討特別委員会の主な論点についての資料説明を終わらせていただきます。

それでは、提出資料、議会改革の経過について御説明いたします。

この資料は、委員会条例の一部改正が行われ、議会運営委員会の設置が規定された以後の議会改革の経緯に関するものでございます。なお、市町の合併以前につきましては、旧亀山市の経過を記載いたしております。

それでは、提出資料、議会改革の経過をごらんいただきたいと存じます。

資料1 ページの表の第1列は、議会運営委員会の開催日と委員長名を記載いたしております。2列目につきましては、当該の議会運営委員会におきまして決定された事項と参考になります事項を記載させていただいております。

まず、平成9年5月15日でございますが、この日におきましては、臨時会において、委員会条例を改正して議会運営委員会の設置を規定することを決定いたしております。それまでは、平成7年の議員申し合わせによりまして、議会運営委員会の構成や所管する事項が決められていたところでございます。

次に、少し飛びますが、平成12年2月22日に開催されました議会運営委員会におきましては、質疑と質問を以前は同時に行っていたところを、議案質疑と一般質問に分け、議案質疑を1日間、一般質問を2日とすること、そして、質疑と質問についての時間とか回数などを決定いたしております。また、予算特別委員会の委員構成についても決定がなされております。

次に、平成13年2月26日の議会運営委員会におきましては、政務調査費の交付に関する条例を議員提出議案として提案することが決められております。

資料の2 ページをお開きいただきたいと存じます。

平成14年5月7日の議会運営委員会では、議案質疑及び一般質問に関して、持ち時間の会派割り当てや、関連質問などの現在のルールの子とも言えるような決定が行われております。

3 ページをごらんいただきたいと存じます。

平成16年2月5日に、議会運営委員会の行政視察が実施されております。この視察は、福井県小浜市における一般質問の対面方式と一問一答方式についての調査が目的でございました。そして、同年の5月31日の議会運営委員会におきまして、一般質問について、6月定例会から、テレビによる生中継と録画放送を行うこと、また、議場での議案質疑及び一般質問は対面式の演壇で行うとともに、質疑、質問を行った順番に答弁するよう市長に要請することを決定いたしております。

平成16年8月31日におきましては、9月定例会から質疑を一問一答方式で行うとともに、回数制限をなくしております。

次に、4 ページをお開きください。

平成19年2月23日には、予算特別委員会の委員構成を、議長と監査を除く20名で

行うこと、及び3月定例会から、議案質疑もケーブルテレビで放映することを決定いたしております。

5ページをごらんください。

平成19年9月3日には、一般質問についても、原則として大項目ごとに一問一答で行うことが決定されております。

次に、平成20年2月22日の議会運営委員会では、一般質問の持ち時間について、会派に所属しない議員の制限時間を20分以内に改めております。

最後に、平成20年3月27日には、議会のあり方等検討特別委員会と公営企業経営問題特別委員会の設置が決定されております。

以上で、議会改革の経緯について資料説明を終わらせていただきます。

続きまして、議会運営に関する状況の資料を説明させていただきます。

お手元に配付させていただきましたA3サイズの資料、議会運営に関する状況をごらんいただきたいと存じます。

この資料は、県下14市の議会運営に関しまして、昨年12月現在の状況を調査いたしましたものでございます。本日の特別委員会で議論いただく予定でございますテーマとも関連のあります会派と議会運営の関係について各市の状況がわかるようにいたしております。

まず、表の第1列目は、各都市名を記載いたしております。2列目は、各都市の条例上の議員定数でございます。3列目は、会派の構成要件を記載いたしております。それから、4列目、5列目は、会派に所属しない議員の代表者会議及び議会運営委員会のかかわり状況についてでございます。

それでは、1ページ目の1の会派に属さない議員についてをごらんいただきたいと存じます。

3列目の会派の構成要件につきましては、会派制度を採用していない熊野市を除き、当市を含めまして13都市が会派制度を採用しております。最近、会派制度を採用いたしましたいなべ市では、会派構成要件として1名会派を認めておりますが、その他の都市は2名から3名以上といたしております。なお、鈴鹿市におきましては、2名の議員が所属する団体を諸派としているほか、津市、桑名市、志摩市におきましては、2名の会派も規定いたしておりますが、3名あるいは4名以上所属する会派を交渉会派として区分いたしております。

次に、会派に所属しない議員の代表者会議へのかかわりにつきましては、代表者会議を

設置していない尾鷲市、そして熊野市を除き、オブザーバー参加、あるいは傍聴できるようになっております。また、議会運営委員会につきましては、会派に所属しない議員及び志摩市、桑名市などの一般会派につきましては、委員外議員としての出席、あるいは傍聴及びオブザーバー参加となっております。

続きまして、2ページ、3ページは、一般質問及び議案質疑における割り当て時間、質問順などの方法や、会派に所属する、会派に所属しないによる相違点などがわかるように記載いたしております。これらにつきましては、説明を省略させていただきますので、後ほどごらんおきいただきますようお願いいたします。

以上で、議会運営に関する状況調査結果の説明を終わらせていただきます。

続きまして、二元代表制について御説明を申し上げます。

まず、提出資料、二元代表制についてをごらんいただきたいと存じます。

まず、1の二元代表制の法的根拠と定義についてであります。

その法的根拠は、日本国憲法第93条でございます。憲法第93条第1項を朗読させていただきますと、「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する」と記載されております。また、憲法第93条第2項は、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が直接これを選挙する」と規定されています。憲法は、首長及び議会のそれぞれが住民から直接選挙されるという、いずれも政治的正当性において対等な代表機関として存在することを明らかにしております。これを根拠として、日本の地方自治制度は二元代表制の政治形態を採用していると言われております。なお、国におきましては、議員内閣制を採用しておりますことから、一元代表制ということになります。

また、二元代表制につきまして、政治学的な定義として3つの要素を挙げさせていただきました。首長及び議会の議員とも、制度上はこの3要素を兼ね備えていることは明らかであるというふうに思います。

次に、先進自治体でございます北海道の栗山町及び三重県議会基本条例におきます二元代表制の位置づけについて、2と3にそれぞれ記載させていただきました。栗山町議会基本条例及び三重県議会基本条例のいずれにおきましても、前文において、二元代表制が条例の基本理念、原理原則として位置づけられております。条例の出発点とも言える考え方ではないかというふうに考えます。

4の議会基本条例の定義につきましては、栗山町の議会基本条例を指導されました神原

勝北海道学園大学法学部教授の考え方を紹介させていただきました。この考え方では、二元代表制を基本理念に据えない議会基本条例はあり得ないということになります。

以上、二元代表制に関する説明を終わらせていただきます。

以上で、私のほうからの説明を終わらせていただきます。

【竹井委員長】 あと、ぎょうせいさんのほうから提出されております資料がございますので、ぎょうせいさんのほうから直接資料についての説明をいたさせます。それでは、説明をお願いします。

【安井】 それでは、株式会社ぎょうせいの安井です。

お手元の資料、右肩に、1、2、3と赤い判こがついてある資料について御説明をさせていただきます。ばらけられるかどうかわかりませんが、3番の資料の冒頭を見ていただきたいんですけども、議会基本条例の考え方ということで、今回は、ちょっと総論的な意味合いを含めまして、議会基本条例をどういった考え方でまとめるべきかということについて、札幌大学の福士明先生の論文をちょっと引用させていただきました。それをちょっとエッセンスを加えながらまとめましたのが1の資料になりますので、1のほうにお戻りください。ただいま局長のほうから説明いただいた二元代表制の資料とも重複する項目がところどころあるかとは思いますが、御了承ください。

議会基本条例の位置づけなんですけれども、自治体の構成要素は議会と住民と行政であるという、この三者でもって自治体というのが成り立っていると。最近、全国の自治体でもよくはやりの、いわゆる自治基本条例というのがつくられています。これは、いわゆる議会基本条例と行政基本条例、いわゆるまちづくり条例です。こちらも、今、まちづくり条例の部分で執行部のほうも動いていらっしゃるかと思うんですけども、この2つが合わさって、いわゆる自治基本条例が成り立つと。たまたま私が住む愛知県の安城市も、今、自治基本条例を策定しております、これは、いわゆる議会の部分と、それからまちづくりの部分をつータルして自治体の最高規範として定義しようというものです。ですから、亀山市さんのほうで今審議いただいているのは、その中のいわゆる議会に関する部分の基本条例であると。その裏返しを言えば、行政基本条例の中では、議会に関する規定というのは基本的には有しないという考え方になります。

そこに、例で、初めてのまちづくりをつくられたニセコさんなんか、最初は行政基本条例でありました。ところが、ニセコさんは、後ほどの資料にも出てくるとおり、条例改正を行って、いわゆる議会規定に関する項目をこの中に入れております。ですから、まち

づくり条例という名称ではありますが、ニセコさんの場合は、位置づけは自治基本条例という形になります。

ですので、伊賀市さんの例にもあるとおり、自治基本条例とは別に、ただ一応最高規範という位置づけにしますので、自治基本条例とは別に、ただそこでうたわれていることとの整合を図りながら議会基本条例を制定するという事は考えられますが、あくまでも憲法のもとに法律があるように、やはり自治基本条例というのが、いわゆる自治体の中における最高規範という位置づけの中に、その中で議会に関する部分ということで議会基本条例をつくるんだということでお考えいただきたいと思います。

それから、二代表制については、先ほど西川局長のほうから御説明があったとおり同じ引用をさせていただいております。栗山町の前文を括弧書きで入れさせていただいております。当社のほうからこちらの特別委員会のほうに1つボールを投げさせていただくとするならば、きょうはテーマとして会派ということになるかと思いますが、やはり議会基本条例の前文、学者さん、あるいは専門家の論評を見ても、まず前文の中でどういったことを理念としてうたわれるのかと、その中にどういったメッセージを加えていくのかとなったときに、先ほどの資料と重複するおと、やはり栗山町さんで言えば、町民の意思を的確に反映させるために、競い合い、協力し合いといった部分についてはいろんな方の学者さん、専門家の論文の中にも引用がされております。すなわちそれが1つ栗山町のメッセージなんだというふうにとらえられると思います。

では、じゃ、亀山市さんに置きかえたときに、こういった文章、前文をつくり上げていくときに、どういったキーワードを発していくのかと。県議会の基本条例の中にも県政の進展という言葉が出てきます。これがかなりキーワードにもなっています。こういったキーワード、あるいは切り口といいますか、方向性という部分を、ここの委員会、については議会の総意としてまとめていく必要があるのではないのでしょうか。

それから、議事機関は憲法上議事機関と位置づけられております。その中で、先ほどの説明にあったとおり、立法の権限、それから意思決定の権限、それから行政監視の権限というのが与えられております。それを具体化するために細かな一つ一つの項目について、じゃ、どういうルールを定めていくのかというのが、各種例規も含めて定めていかなければならないというところだと思います。

あと、もう一つ検討を投げかけるとするならば、その一番下を書いてある協働型議会と。これは議会の機能の中に、役割の中に、監視、政策、立案を有する監視型議会、これは当

然必要な役割だと思えるんですけども、最近では、それを住民参画、住民参加とともにやる、いわゆるアクティブ型議会の両方の役割を担うんだという考え方があります。ただ、これについては、そうでなきゃいけない、あるいはそうしなければいけないということではなくて、やはり議会、先ほどの二元代表制の位置づけではないですけども、首長さんと同じように選挙でもって当選された住民の代表であるわけですから、その段階で既に、いわゆる住民参加という部分が成り立っているのではないかという考え方もできます。ですから、協働型議会というのが考え方として成り立っていくのか、あるいはそういうことも含めて亀山市議会が成り立っていくのかどうかというのは、議論、検討いただかなければならないテーマだと思います。

では、1枚めくっていただいて、個別検討のポイントというふうに挙げさせていただきました。これは、細かい部分は一つ一つ見ていただければ、なるほどなるほどということかと思いますが、具体的にどういう表現で示すかというのは、これから一つ一つ例規の中で、条文の表現一個一個を詰めていかなきゃいけないんですが、このずらずらと書いてあるのが表になっているのが、先ほどの福士先生がまとめられた2番の表になります。

この2番の丸は、条例上明記されている項目です。先進的に議会基本条例をつくられた栗山、それから湯河原ですとか、三重県の条例とかというのを5つ並べてありますけれども、条例上明記されているものが丸、明記されていないものがバツ、条例上明確ではないんですが、部分的に定義、明記されているというのが三角になります。前文、究極の目的だったりだとか、議会の役割云々というところに関しては、例えば、湯河原では議事機関が丸になっておりますが、これは、先ほど申し上げたように、憲法上議事機関と規定されておりますので、基本的にはほかのところはうたわないんですが、あえてそれをもう一度条例の中に明記するというところもあります。

それから、論点開示、いわゆるどういう議論をしたかと。情報公開につながる話だと思うんですが、そういった部分を明確に外に出していくんだというようなことを議会基本条例の中でもうたい込んでいるのが栗山、それから今金といったところもあります。逆に、それはされてしかるべきという考え方で、三重県議会なんかは、これは明確な表現はされておきませんが、しないというわけではなくて、されて当然しかるべきという考え方もあると思います。

こういった部分を一つ一つ議論していただく。その中の1つとして、きょうは会派という部分の位置づけをどういうふうにとらえるのか、定義をどうするのかということになる

と思います。ちなみに、会派は、3枚目の下から4段目のところにあります。会派の活動というところですね。こういった部分を一つ一つ詰めていくことが基本条例の原案をつかっていくということになります。

今後に向けて、一つ一つテーマに応じて、きょうも事務局さんのほうで会派に関する資料等を御用意いただいているかと思いますが、こういった部分の細かい要素をつぶしていきながら、例規という形に仕上げていければいいのではないかなという形で引用させていただきました。もともっている資料ということで、先ほど申し上げましたように、福士先生の短い論文のほうのそのままを3番の資料として載せさせていただいておりますので、御一読いただけたらと思います。

説明は以上で終わります。

【竹井委員長】 今、5つの資料について説明をいたさせました。一番最初の第8回の論点については今回は使いませんので、一応次のまたステップに入るときに、とりあえずどんな論点だったのかということで御参考のお願いをしたいと思います。

それと、2点目にお配りをしました議会改革の経緯というのが、実は、大分記憶が薄れてくるというか、だんだん人も入れかわっていきますので、いつからまず議運ができたんだと、どのタイミングでどういうことが今まで起きたんだということできずと整理をしてもらいました。これを見てもらいますと、今の議案質疑や一般質問の形、それから対面方式の形、そしてその質問回数も一問一答制というものへの導入、予算決算へのかかわり、そういうものが見えてくるのではないかというふうに考えます。平成9年から法制化されましたので、21年ですので、そろそろ11年ぐらいですか、10年ぐらいかけてゆっくと議会の運営については、その都度議会運営委員会で諮られながらゆっくりゆっくり改善をされているというふうに御確認をお願いしたいと思います。特にここで議論するものでございませぬので。

それから、議会運営は、この後の会派の議論の中で少し参考になるかと思いますが、この辺は、また後でお願いをしたいと思います。二代表制もちょっと今回は使いませんので、また、これも参考に。最後のぎょうせいからの資料説明も、我々が条例をつくる上での論点というか、基礎的な考え方のまとめですので、これもまた参考にお願いをしたいと思います。

ただ、今の事務局、またぎょうせいさんからの説明の中で、わからない点と確認しておきたい点等ございましたら、ここでその時間を設けますので、御発言がある方は挙手をし

てお願いいたしたいというふうに。よろしいですかね。使うのは会派の関係の資料だけです。あとはまたいつものようにどんどん資料がふえてまいりますけれども、頭の中を整理する上でまた御活用願えればというふうに思います。特になければ、3番目の会派の考え方について入りたいと思います。よろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【竹井委員長】 一応会派についての、12月にお配りをした第1回のアンケート調査結果に基づく検討課題というところに、開かれた議会というところで、会派について皆様の御意見が集約をされております。その中で、会派についてのいろんな御意見が載っておりますけれども、一番議会運営上ネックになってくるというか、論点を整理しておかないと先に進めないのは会派のあり方かなというふうに考えています。ここが整理をされますと、先ほどお配りしましたA3の内容についても、会派に属する、属さないの違いが羅列はしてありますけれども、この辺の中身と絡んでくるんじゃないかなというふうに考えます。

どこからどういう議論を進めようかなと思って、いろいろ正副委員長を含めて考えておったんですけど、まずは、入り口の議論として、なぜ3名なのかというところで少し意見交換ができたかなど。なぜ1名ではダメなのか。県議会は、今、1人会派から認めているんですけど、亀山市は3名と規定をしておるんですけど、なぜ3名からなのか。これはだれも定義は我々も聞いておりませんので、私が議員になったときも3名というふうに言われておりますので、3名に賛成とか反対ということではなくて、まず、なぜ3名なんだろうかと。それから、なぜ会派が議会の上で必要なんだろうかと。

要するに、今までの経過を入れずに、なぜ会派制度が必要なんだろうかと。それと、なぜその数が3名をもって会派とするのだろうかと。その辺で、これまでの経験を踏まえた話でも結構ですし、また、新しく議員になられた方は、この2年近く議員をされて、3名というところの数に関して何か疑問があれば、まずその辺からスタートをしていって、きょう、会派の結論を出す気は全くありませんので、まず入り口として、なぜ亀山市は3名なんだろうかと。どんな意味を持っているんだろうかと、3という数字の意味が。その辺の御意見をちょうだいしたいなど。ですから、私は3に賛成ですとか、反対ですというスタンスじゃなくて、全くそれは横へ置いておいていただいて、全くそういうのは真っさらにして、なぜ3なんだろうかとということで、どなたかスタートで御意見を披露願えれば、そこから始める。

宮村委員。

【宮村委員】 一番自然体のシンプルな考え方でいきますと、私も当選させてもらって、もちろん会派に入れさせてもらったと。やっぱり会派の意義から人数は3名なのか何名なのかと、こういう形に論点としては私はなるんやないかなと。それで、そのときに、意義の話をシンプルに1つだけさせていただきますと、新人の議員が市民から負託を受けて議員活動をするに当たって、新人のくせに力があらへんどか、僕らが会派で応援してやるやないかということで、自助でできないことを、会派を組むことによって、その会派のメンバーの先輩議員からアドバイス、応援をいただけると。議員活動は1人ではできないのを、数が多いという意味での意味合いがあるなというふうな、一例だけちょっと言っておきます。

そういった面からいくと、私もなぜ3名なのかというのは、ここにみえる先輩の議運の皆さんもそうでしょうし、初めての議員さんも、これは定義はないと思うんですね。だから、そういった意味で、政策がどうのこうのとかが、そこに話が行くとまたちょっとややこしくなりますので、そういった形で応援を。あるいは、ベテランであっても、テーマごとに強い議員もおれば、弱い議員もおるとか。だから、応援をするのに、大勢よりも、少ない3名ぐらいがまとまっていんじゃないかなと、そんなところに落ちつくんじゃないかなと思います。

以上です。

【竹井委員長】 今、宮村委員からちょっといいお話。まず、会派があることによって意義があるんだと。そこから始めさせてもらいます。その後、人数にいかせてもらいます。一緒にやるとちょっとわかりにくい。今、宮村委員からも、会派があることによって、新たに議員になったときに、どこかに所属をして、いろいろお互い切磋琢磨しながら、経験値の高い議員からもいろいろ教えてもらいながら早く議員活動になれてしまうんだと。そういう意味で、会派の持つ意味は、個人個人でいるよりは、どこかに所属をして、そのほうが早く議会人としてはいいんじゃないかというふうな意味のことをおっしゃいました。その辺のところから少し議論いただければ。その後に数のほうに入らせてもらいます、一緒にするとわかりにくくなりますので。1人では、できないのかとか、会派があると、じゃ、できるのかとか、その辺の。

水野委員。

【水野委員】 会派の意義ということですけども、やっぱり基本的には政策集団だと思えますね。それが3名なのか2名なのか、いろいろ考え方があると思いますけども、やっぱ

り会派の中というのは、ある程度人員がこじんまりしているし、論議しやすいという雰囲気もあるし、そういうようなことで、議案とか、あるいは検討課題について情報交換とか、あるいは研究、論議をして、会派としての統一見解をまとめうるという意味での、あるいはまた政策提言もできるというような利点は私はあると思うんです。

もう一つは、他会派の関係ですね。やっぱり代表者会議というのは自治法にございせんけども、実態的に代表者会議では、会派代表が出て、いろんな調整というか、そういうものもしておるわけで、そういう会派代表会議の調整の役割というの、やっぱり会派があるからできるんじゃないか。

もし、会派がなかったらどうだろうと思いますと、やっぱり全員協議会みたいなことで論議せんならん。関町はそういう方式だった。20名の議員が一同に集まって1つの論議ができるかという非常に難しいと思う。私は、会議というのは7名前後が一番やりやすいと思っておるわけで、代表者会議は今3名ですけども、そういうような意味からいって、会派の定義というのはそういうことやないかと。

しかし、ともすると、役員選挙とか、役選のためのような会派があるんじゃないかとか、そういう功罪もあるわけで、会派のあるメリット、意義というのは、組織論からいうと、さっき言いましたように、全員参加よりも複数の会派があって、それをまた見ていくと、意思統一をしていくというような意見集約等が非常にやりやすいということでございますので、会派がなければ全協のような会議になってしまうということと、デメリットといえれば、やっぱり役選にあるように、会派内の不調音というか、そういうことによって、会派から出たり入ったり、あるいは分散したり統合したり、市議会というものが、市民から見た場合に、会派は役選のためにあるんじゃないかというようなことも非難される場合もあるわけでして、いわゆる会派の構成面という意味で、政策集団という意味ではありますが、もう一つデメリットといたら、やっぱり市会議員というのは自分の選挙を意識し過ぎていう面がある、政策という意味があるのでね。だから、同地区で出ている議員が同会派になるというのは、過去の選挙なり、これからの選挙を意識すると、同じ会派になりがたいという面が私はあると思う。だから、それは、会派の本論からいけばおかしいわけですけども、やっぱり常に議員というのは選挙を意識しているというようなものがあるのではないかと。だから、役選ごとに動いたり、あるいはまた、選挙後に同じ地区からはなるべく避けたいと。同じ考え方を持っておっても、同じ会派にならまいというものが、私は潜在的にあるというような感じがしておりますので。

それで、会派をトータル的に見て、私は本会議の発言時間とか、その辺はほぼ平等だと思うんだけど、ただ、現在における3名会派では、議会運営委員会の委員とか、あるいは代表者会議に傍聴はできても出られんとかいうようなものがあって、そこら辺をどう解決するかということだと思うんです。代表者会議というのは決議機関ということになりませんので、全体調整になるので、その辺はどう考えるのか。議運の場合等におきましては、やっぱり1人会派が1人出るというのはちょっとおかしい。だから、一定の制約というものは必要になってくる。会派によって、現実には委員数をふやしたり減らしたりしているわけですから、そこら辺をどうしていくのかということだと思う。

例えば、2人会派で議運をやった場合に、10人おったら必ず1人出るわけですよね、人員割からいったらね。それでいいのかと。今の7名、8名で2人会派でも1人というふうでええのかということになってくると、それは、機関決定をする多数決原理というか、その辺からいくと、ちょっとずれているんじゃないかというふうに思うので、そんなような感じをしておりますけど、会派というのはね。現実のものと対比した格好でそう思っています。

【竹井委員長】 森委員。

【森（淳）委員】 私は、やっぱり議会運営上、会派というものは必要やなと思ってます。昔、議会運営委員会というのが法制化されていなかったわけです。その当時は、いわゆる議会対策はだれがするかというと、副議長が議会対策をいたしておりまして、それで、副議長の役割は非常に大きかったです。それから、法制化されましてから随分議会運営もスムーズにいったおる。議長も非常に助かります。皆さんに相談してもらおうと思えば、議運の委員長さんをお願いして、そして会派で意見交換してもらって、まとめてもらえるというわけですから、私は、今、法制化されたことは非常によかったなと思っております。

そういう面からいくと、議会運営上でいくと、絶対に会派というものはなけないかと私は思っています。きょうは、ここに関の議員さんは見えませんが、ここに議員さんが見えたのやったらちょっと意見を聞かせてほしいなと思ったんですけど、確かに関は無会派でありましたけど、そういう議会運営上からいくと非常に大変やったのやろうなと思うし、1人会派のメリットはこういうところがあるのやということを聞かせてもらうこともまた1つやないかと思っておりますけど、恐らく会派が必要ないという人はだれもみえないのと違うかなというふうに思いますので、以上でございます。

【竹井委員長】 今のお二人から、一番長老に近いですが、特に、森委員から、私らも

平成9年ですので、たしか議員になって3年目ですね、初めて法制化されて、当時の委員長さん、打田さんが初代委員長でしたけども、ちょっといろいろトラブルがあって、森委員長のほうにその後引き継がれて、最初の議会運営委員会がたしかあった。私もそのとき委員をしていましたので、初めて議会運営というものに携わりました。6名が、その次7名になったんですけど、今7名で動いていますけど。今、そういうお話を聞いて、確かに会派の必要性の、今、意義を言っていました。

逆に、じゃ、ないときのメリット、別になくてもいいんじゃないのという視点で何か。これはさっきも言いましたように、自分が賛成、反対じゃありませんので、ないときに、じゃ、どうなんだろうか。水野委員からは、やはり意見集約する上で非常に重要な役割を果たすし、それぞれのブロックというか、小単位で意見調整もできるし、比較的うまく回るのではないかと。ないときに、じゃ、どうなるんだろうという。

【宮村委員】 大事なことを言いますと、竹井委員長とも一緒に視察にも行ったことがある、ほかの方も。特に記憶があるから言うんですが、あれはたしか議運で視察したんですが、あれは静岡だったと思うんですが、会派構成を持っているから、例えば、定例会の前に、条例とか大口の補正が上がってきたときに、その行政機関、執行部は会派ごとに先に説明するんですね、A会派、B会派。あるいは、その会派長がちょっと説明を一回してくれと。だから、ヒアリングができるわけですね。会派が皆同じ理念のものと政策集団という前提のもとに話をしますよね。

だから、前もって、本議会へ条例が上がる前に説明をしてくださいよ。だから、会派があると、そういうことが可能であって、これが、例えば、1人会派やったらそんな場面は発生しない、できない。20名おったら20回せんなんですわな、行政が。だから、亀山市の場合やったら会派が3つありますから、3つのところが、順番は別にしても、現在の会派の中でちょっと説明してくれということは一応可能ですよね。だから、あるのとないのとの違いは、そこにまず1つあるということで、以上です。

【竹井委員長】 私も議員になって1カ月ぐらいは1人でおりましたけれども、その後も、ほとんど会派にずっと属していましたので、そっちの見方しかできない。一遍服部副委員長がいらっしゃいますので、いつも議会改革の申し入れも出していただいておりますし、逆に会派に属さないという立場の中で、人数は別にしまして、会派制をどういうふうになら感じてもらえるのか。

服部副委員長。

【服部副委員長】 二元代表制との絡みでちょっと私は考えるんですけども、この間ずっと、二元代表制というのは一体何なんやろうということをいろいろ考えてきたんですね。いろんな人と話しておって、最終的に、やっぱり議会というのは強いんだと。要するに、長が提案してきた議案であっても、議会がノーと言えば、これは通らんのやという意味で、長といえども議会にノーと言われれば何ともできないという、そういう意味で議会が強いんやというのがあるんですね。

ところが、現実はそのならないという問題がある。そうすると、二元代表制ということを経営して議会を運営するのであれば、いかにその議会がまとまるかということをやっぱり考えなきゃならん。議会がまとまるためにどうしたらいいか。僕は、会派そのものは必要やと思っています。ただ、その会派である議員と会派でない議員との間に余りにも大きなギャップがあるとまとまらないんです。会派の議員さんだけでやってよと。私らは関係ないわと、知らないわというような冷たい空気が流れておると。こういう状況の中では、二元代表制を持つ議会が1本になれば長に勝てるという部分が、これは議論以前の問題としてなかなかできにくい。

だから、そんなことも会派を前提にした考えですけれども、その辺の会派である、ないということにかかわらず、議会がまとまれるような、そのためには一体どういう形がいいのかということを考えないとあかん。ただ、何もかも全部一緒にはならんと思うんですよ。例えば、1人の会派が認められたとして、1人の会派と5人の会派が全く何もかも一緒でいいのかということについては異論があるので、例えば、議運でも7人とか8人という定数が決まっていますわね。その中に入るのは、例えば1人会派であっても、それは1人の場合はだめですよという場合だってあると思うんですよ。例えば、議運に入るのは2人以上の会派でないとだめですよとかね。

そういうような意味での違いはあるかと思うんですけども、ただ、余りにも会派であるのと会派でないのとで、そんな形のことがあると、なかなか議会全体がまとまらないという意味で、議会自身がまとまる力をそいでいるようなことがあるので、その辺で考えていく、会派をどう位置づけたらいいのか、人数をどう考えたらいいのか。議会がまとまるためには、全体がそれなら一緒にやれるよなど、意見の違いはあっても、というようなものをつくる。そのために考えたらどうかなと私は思っています。3人がどういう根拠でなったのかということよりも、現在こういういろんなまとまりがある中で、亀山市で会派をつくらしたら何人を最低単位にしたらいいのかということも僕は1つの考え方やないかな

というふうに思っています。

以上です。

【竹井委員長】 ちょうど時間が来ます。ちょっと一言だけ。二元代表制の資料を、さつき説明があつて、ここに書いてあるのは、首長及び議会というふうな明記なんですよ。議員とは書いていないんですね。議会を構成するのが議員というふうになっている。ですから、今はその議論まで入るのは早いと思っていますけど、やっぱり議会としての固まりとか議論というものは、余りこれまで私たちもやってこなかったんじゃないかと。議員のことであったり、会派のことは必死になって議論は重ねてきましたけど、市議会が1個になって首長さんや行政と向かい合うという議論の場面というのはほとんどなかったような気がします。

ですから、これが二元代表制を標榜することになると、議会としての意思の形成というものも行く行くは必要になってくるという気もしています。何かは別にしまして、何か大きな案件があつたりしたときに、議員じゃなくて、会派じゃなくて、議会としての意思をどう形成するんだという、それが多分三重県が議会を2回にしたりとか、修正をかけたとか、さまざまに今動き出している。

ですから、今、服部副委員長も言われましたように、会派というのは議会の構成ではなくて、議員の固まりですので、その議会運営上の会派のあり方もあるだろうし、議会が固まる上での会派のありようというのものもあるし、議会の内部の運用に随分会派は使われている。うまく機能するために会派がうまく使われているし、意思形成のために十分使われている。そこを3人という線で引いているところに、やっぱり今言う疎外感があるというか、議会の中の構成員として、おれたちは構成員じゃないのかという疎外感を多分今言われたんだろうと思います。ちょっとこれは私の個人的な感想です。

ただ、二元代表制になると、議会が1個になると。その構成はどんな構成であっても極端にはいいと。私はそうこだわる必要はないという意見なんですけど、会派に関しては。これは委員長個人の意見じゃまずいので、竹井個人の意見ですけど、少し、今、会派に属さないことにおける若干疎外感みたいな、意思決定に入り切れない疎外感みたいなものはあるし、逆に、会派におる我々は、我々が回しているんだという、変な意味でおごりでもないですけども、我々の意思決定によって議会は回るんだという何か責任感も感じながらやっている。ちょうどその辺の議論が今ちょっと2種類出たのかなと。

【服部副委員長】 1人会派を認めるというのは多分こういうことやと思うんですよ。

最低限議員としての、いわゆる権利、義務、そういうものは同じにしますよと。まず、その最低ラインのところというのが僕は1人会派を認めることやと思う。その上に立って、さっきみたいに、それじゃ、議会運営委員会や代表者会議はどうするのやということになったときに、人数が、例えば1名で全部認めるのか、2人以上の会派しか認めないのかというのは次の段階でまた考えられる。そうやけど、少なくとも1人でも会派はつくれますよ。1人でも会派をつくった場合に、質問時間やそんなのは全部同じですよ。議員としてのいわゆる持つておる権利とかそんなものは皆同じですよということをまず大前提につくっておくという意味で、僕は1人会派という制度があるのかなと、そんなふうに思います。

【竹井委員長】 この後、多分県の条例がそこへ入ってくるわけで、会派の持つ定義をやっぱり整理せないかんと思う。だから、従来、我々が考えておる会派というものと、県の、今、1人会派を認めていますけど、要するに会派の意味というのと、もう一遍ここはいろいろ議論する必要があるんじゃないかなというふうには感じています。

このいただいたアンケートの中にもさまざまな声があって、特に水野委員がおっしゃった役選のための会派じゃないのかという見られ方も非常に高いというふうになっていますので、議会と議員、議会と会派、議会と首長、二元代表という、ちょっと整理しながら会派については私は議論をぜひしてほしいなという。

10分休憩をとります。いろんな意見が出ました。また、いろんな御意見があると思いますので、15分から再開をさせていただきます。10分休憩をいたします。

(休 憩)

【竹井委員長】 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開させていただきます。

会派の議論が何点か出ましたが、今、お手元に、きょう配付するかどうか迷っていたんですけど、三重県の議会基本条例の制定過程で、特に会派の議論がどういうことがあったのかということで調査をしてもらったんですが、表に出せる部分というのはこの部分ぐらいしかないということで、向こうから資料をいただきました。これが、今回、会派の議論になったもとの資料ということです。

これを読みますと、平成12年に政務調査費の支給が始まりました。亀山市議会でも議員提案で支給の議論をしました。そのときに、初めて法律上では会派という言葉が出てきたと。要するに、政務調査費は会派に支給をするというふうになっております。個人ではなくて会派に支給をするというふうになっておりますので、ここで初めてそういう言葉が

出てきたと。ただ、明確な定義づけはなかったので、議会基本条例において定義づけを行うおうということで、こんな議論があったんだという内容です。

今、県議会は1人会派も認めておりますので、今から私たちも会派の定義を議論していくわけですが、こんなことが三重県議会ではあったということで、参考資料に配付をさせていただきました。また、これからの議論の参考にしていただければよろしいかと思えます。

それでは、今、何名かの議員の方からの会派のあり方、特に会派の必要性は認めるというところまでは来ました。あと、議会と会派の関係というところも少し言及がありまして、やはり会派に属さないところで少し違いを感じる部分もあるよと。そこはある程度1本にできるような考え方もしてもいいのじゃないかみたいのところまで話が進みましたので、これを受けて、また御発言されていない方で、その感想も含めて御意見があれば御発言を願えればありがたいんですけども。

前田委員。

【前田委員】 会派の問題につきましては、僕ら、議員になる前から、あるんやと、どんなものやという大体のイメージは持っておって、その中で、基本的には政策集団というのが本来の形だと思うんですけども、不謹慎な言い方わかりませんが、役選がための会派というようなことも言われておりましたし、そんなのは私らの耳に入っておりましたけども、現在、3人で1つの集団、会派という名前を使うのが集団と言ったと思うんですけども、同じような形の考えを持ったグループで活動するというのは、これは結構なことだと思うんですね。

それはそれとして置いておいて、そこで関連してくるのが、先ほど政務調査費の問題も出ましたけども、亀山の場合、ほとんど、1人であっても、どういう形で支給するかというのは別としてありますけども、一番差があるのは、質問、質疑の時間の問題ですけども、この辺を、会派に属している者と属していない者と差をつける理由というのは、私ははっきり言って余り理解できないんですよ。というのは、1議員として権利を有するのは全く同じですから、別に同じでもいいんやないかと。

過去のことは僕はよくわからないんですけども、会派によっては、ある程度制限を加えるところもあったんじゃないかと思うんですよ。たとえ5人の会派であっても、3人に制限されるとか。それであれば、1人、無会派の者も制限があってもいいんですけど、今、別にその辺の会派であっても制限がないわけですから、例えば、5人の会派であれば5人、

4人の会派で4人が質問しようと思っても、それは別に支障はないわけ、全員ができるわけですから、それであれば、1人、無会派という言葉を使うのがいいのか、どこにも所属していない者であっても、同じように同条件でそういう機会を与えるというのが当然じゃないかなという考えは私は持っているんですよ。

ですから、会派がどうのこうのということを余り強く意識する必要もないんじゃないかと。それと、ほかのどのような権利、資格のところでは差があるかというのを見直す方向で考えるべきじゃないかなという感じは私は持っておりますけどね。

以上です。

【竹井委員長】 水野委員。

【水野委員】 言葉を返すようですけども、本会議における質問というのは、皆、今、平等なんですよ。会派によっても、例えば、議案質疑の場合は、1人10分掛ける人員で、その会派の制限が設けて、それで最高20分までできると。一般質問の場合は、20分掛ける会派の人員でいって、トータルでその会派は質問ができますよということで、最高40分というふうなことをやっておるわけで、現に、服部さんのところは、議案質疑は2人やられて、それも1つの無会派ということだから、10分、10分になっているというようなことだと思うんです。だから、1年トータルして考えて、1回置きにしたら20分ということのような方法もあることはあるんですよ、10分が短いといったらね。本会議はそういうことで、私は、質問時間というのは平等になっていると思っています。ただ、やり方の問題ということだと思う。それから、委員会とか、あるいは特別委員会の場合は無制限ですよ。会派におるから、あんたは発言時間がないということはないんですわ。だからみんなが一緒なんです。というようなことですからね。

ただ、問題は、僕は、議運のメンバーに入るとか、あるいは代表者メンバーに入るか入らんかというようなことじゃないかと思う。確かに、言い方は別として、会派に属さない議員とか、無会派とかいうことについては、無会派の皆さんからとったら、何か差別みたいな感じを受けると。僕は精神的にそれはあると思う。あると思うから、1人を会派で呼ぶのかどうかというちょっと疑問はあるんだけど、余り私は変わらないと思う。

現に、今、政務調査費の話が出たけども、服部さんのところは、共産党議員団として2人分まとめてもらっておるわけですから、会派と同じ扱いをしておるわけですから、だから、それは別に2人分か3人分かということだけの問題ですから、だから余りあれはないんじゃない。ただ、精神的にどうか、言われるとおり。議会が一枚岩になるためには、やっぱ

りそういう差はなくしたほうがいいんじゃないかというようなことだけでないかと思えますけどもね。私はそう思っています。

【竹井委員長】 宮村委員。

【宮村委員】 今、水野委員の話で私も確認しようと思ったんですが、会派があるから政務調査費が会派におりてくるって、これは真っ平誤解ですから、間違っておるからね。議員1人に対して幾らと決まっておるのやから、5人おったら、1人掛ける5人分が会派へお金が同額が入るだけであって、これだけははっきり認識してもらわんとあきませんに。会派を組んだら、会派へまとめて入っておるだけだから、そんなものは条件は全く一緒。

大きな議論をしようね。だから、会派とは、現実、本当に政策集団なのかということに入ってくるんだけど、だから、会派が政策集団でまとまっておるという前提のもとに、1人頭の数で、5人おったら、個人に行かんと、同じ政策課題で研究をしていく、視察もするのであれば、まとめて会派に入れましよう、これだけのことですから、1人頭の金額は、皆、条件は一緒と、こういうふうに。

【竹井委員長】 ちょっと説明だけさせていただきます。

これは、私も議運で政務調査費もずっとかかわってきましたので。1人に持たせる金は確かにそうなんですけど、さっきの質問と会派の政務調査はちょっと意味が違ってまして、交付対象は会派なんです、あくまでも。だから、10人おれば、20万掛ける12月分。個人には渡さない。ですから、亀山市のおかしいのは、私は、これは議長のとときにクレームをつけたのは、共産党議員団に渡すのはおかしいんじゃないかと、会派じゃないんだから。ただ、それは、運用上2人以下でも掛けの2で渡していますよ。宮村さんがおっしゃったとおり2人だからと。でも、それは申し合わせに言う会派ではないんです。政務調査費上のバーチャルな会派をつくって、そこに渡している。だから、多分県は、1人でも2人でも会派として認めざるを得なかったんだろうと思います、そういう意味での会派でね。

だから、政務調査費上の会派と、今、議論していただいております会派と2種類、亀山市も存在しています。そこを一気に片づけようとする、1人会派でも会派にしておけば、例えば、私が、ウメならウメという名前の会派をつくりますね。そうすると、竹井という個人、1人おりますので、ウメという会派にお金を振り込んでくれます。ただし構成人員は1人と。だから、県は多分そういうこととリンクしたんだろうというふうに解釈しております。政務調査費ができた段階での会派と、もらうまでの会派とは少し変わってきた

と。ただ、亀山はそれを古い会派で運用していますので、共産党議員団にも2名分を渡している。

そうしたら、もっと変な例を述べますと、例えば、私と服部さんと会派に属さない議員だと。でも、2人は一緒よと事務局に言いに行くと、例えば、服部、竹井議員団とつぐれば、2名振り込んでくるんです。会派じゃない、この2人は。何かできる、融通し合える。さっきも水野委員がおっしゃったように、質問の融通ができるのと同じ格好になるので、それはおかしいというふうに私は言いましたけど、条例上はその理解でもいいというふうに今なっていますので。ここにも書いてあります。所属議員が2名以下の場合も含むというふうに事務局は判断をしておりますので、今、議論していただいた会派と政務調査費の会派と若干今ずれがあります。

だから、好きな人と2人ペアを組んで政務調査費上の会派というのがありますが、本質的な会派じゃありません、それは、会派に属さない議員と。その辺を交通整理しようとする、県みたいなことも1つの知恵なのかなということです。ですから、まず会派の形というものと、どういうものを会派というんだという議論があって、それを1人なのか、2人なのか、3人なのかという議論が次にあって、さらに、宮村委員、水野委員、全部おっしゃっていますけど、議会を運営する上での会派の要件、人数要件になりますけど、次は。じゃ、これも3名おらんと何も参加できやんぞと、4名おらんければ代表質問もできないぞとか。今は3名以上なら代表質疑はできますので。それは、今度は議会の運用上の問題ですので、少し我々も交通整理をする必要はあるかなということは考えております。きょうはそんな議論まで深めようと思っておりません。

政務調査費は、また違う会派になってというふうに御理解ください。1人頭はみんな一緒ですけども、本当は支給できない対象になってしまうんですね、会派という名前であれば。認めていないわけですから、会派を、2人は。でも、法律上、どうしてもそうせざるを得ないという。少しその辺も何とか整理したいという思いもあります。

これはこの議論とは全く違いますので、少しその辺の御理解はお願いをして、さっきの質問の20分平等論とあれは一緒なんですけど、分け合うというところでは、会派がないところは分けられません。こっちは会派がなくても分け合っていると申しわけないけど、それを認めているんですね。そこが少しずれがありますので、ちょっとそこは御理解を願いたいと。

ですから、お金の流れと議会運営の流れと含めて、会派の定義をちょっとつくっておい

たほうが後々楽じゃないのかと。ちょっとこれが情報公開があつて、2名使っているけどいいの、何が会派なのって、市民から質問があつたときに、我々がどんな答えを出すかなんです。議長さんが多分諮問を受けますので、政務調査費上における2名以下のところに会派的にお金を出しているけれども、これはどういうことですかと言われたときに、政務調査費上の会派というものが存在をし、さらに、今、私たちが議論をしている、今度は議会運用上の会派、3名以上ですという、2種類、今、存在をしています。だから、県は多分交通整理をしたのではないかなというのが私の考え方です。ちょうどこれは議長のときに指摘した内容でしたので、でも、事務局にオーケーになっていますので。ちょっとそこだけは御理解をお願いしたいというふうに思います。

森委員。

【森（淳）委員】 先ほど、服部委員から、いわゆる1人会派であっても議会はまとまると、こういうことでしたね。

【服部副委員長】 はい。

【森（淳）委員】 議会をまとめるにはそれなんやということなんですけど、私はそんなことにならんとと思うんです。そんなやったら、無会派でええやないかということと一緒にになるのでね。政務調査費はちょっとこっちへ置いておいて、だから、私は、1人会派を認めることによって議会がまとまるということはちょっとよう理解しません。私は、やっぱり複数でないと、会派制を引くメリットというのはないと思うんですわ。余りにも少な過ぎると、結局、極端に言うと、無会派でもいいやないか。そうしたら、無会派の中で、みんなが、二十人二十人がばらばらに言うて、だれがまとめるのと、こうなると、とても私はようまとめんと思いますわ。私やったらまとめるという人もみえるかわからんけど、私はとてもそれはできんと思います。

【宮村委員】 全く、今、森委員と一緒にことなんですけど、言葉をかえれば、やはり相手の立場というより、行政側の視点から見た場合、条例の提案にしても、大きな事業費の補正を組むにしても、増額、減額、どちらでもいいんですけども、そういうときに、会派があれば、修正でも否決でも何でもいいんですが、3つのうちの1つですけど、会派があると、お互いに緊張感あるということからいくと、例えば、20人おつて、10人の会派が1つぽんどこにあれば、それはそこの話が結構頻繁とか、そこどうまく交渉して、結果を出した条例、案件について理解を求めたら、比較的理解してもらいたいその機会が少なく済むというのか、そこだけ押さえておいたら非常にやりやすい。

そういうことも、相手の視点から見ればそんなことが言えるということは、逆に、政策集団という前提のもとで話をすると、それだけの大きな会派があれば、これは会派間同士の優劣というのか、優位性の、人間ですので、人間は皆、さがあります、エゴが、だから、シンプルな言い方をすると、ちょっと何でも話し合える、あるいはあの人は先輩議員として、あるいは人格があって議員のこともよう知っているし、あるいは我々に親切心、非常にかわいがってもらえるなど思ったら、人間のことでありますから、1人ぽっちでは。それは発揮できる議員やったらいいですよ。だけど、それは数が多いほどそういう応援体制もあるということで、私は会派の意義というのはそこにあると。

だから、逆に行政側と一発勝負の本会議で、常任委員会ももちろんあるんですが、そこまで上がるまでの前提として、やっぱり緊張感というのか、あの会派はやっぱりという意識づけのためにも、会派は幾つかあるほうが緊張感ある。今、そういう機能ができていて、できていないということはちょっと横へ置いておいて、執行機関にそういうところを見せつけるというのか、一生懸命我々も勉強してよく知っておるよ、この条例についてはとか、ちょうちょうはっしの意見交換という、そういう場のためにも、私は会派はぜひとも必要やと思う。これが20人が1人ずつやったら、さっきも言いましたけど、そんな接触はできませんわな。

【竹井委員長】 これまでの議論の経過の中では、会派は要らないという意見はほとんどないので、会派は基本的にはオーケーと。だから、条例に会派はなしなんて書かないわけですね。とりあえず会派はどういう形かは別にしろ、これはオーケーだと。

それと、一人一人という話が出ていますけど、群れられるんです、多分、今だって群れているわけですから、会派という形で。それを全部崩すことはまずあり得ないと私は思います。それは伝統的に何十年、3名以上で会派をつくり、最低、多くとも5会派、私の記憶では4会派前後が常にあるわけですね。それはきちんとみんなが守っていけば、少なからず3会派か4会派は、なくなることはよっぽどこれに不利益を感じない限りは、多分議員はそれはなくさないだろう。それは皆さんおっしゃるように、議会運用上どうしても必要な固まりだと私は思います。

そこを前提に、数のことは入れずに、まず会派というのは何なんだろうかと。今、宮村委員の御意見は、行政との関係もあるんじゃないかというふうな御意見だし、それを議会と行政の関係にどう持ち込むのかというのが二元代表制になりますので、そこは会派と行政との関係じゃなくて、議会と行政がそれぞれの機関として認知されると。その構成要

因は議員ですので、どこにも会派とは書いてありませんので、法律には。あくまでも議員として選出された者が構成する議会と首長がそれぞれの代表なんだということなんだから、会派というのは我々が独自に決めていくものですよ。議員の固まりとしてつくり上げていくものなので、ここはいろんな御意見をちょうだいしたほうが、数じゃなくて、やっぱり必要だということでは意見がまとまっていくのかどうかね。今の御意見は大体皆さんの御意見だと、会派はあってしかるべしというか、当然このままこの制度は持つべきだという御意見が多いので、これは多分共通してそこは出てきたのではないかなと。

あと、その違いですよ。会派がある、ないの違いに議論がちょっと入ってきたと。ですが、1人会派というか、みんな1人になるということはありませんよ。だって自分の利害を離す人はいないでしょう、政策集団として固まっているわけだから。そこをわざわざちょくちょく切ってばらそうなんて発想までは、私はいかないのではないかなと。だから、あと、数の問題よりも、今度は議会における会派の位置づけの議論は、随分、今、議会運用上必要だ、それから、行政対策上も要るのではないか。それから、個人同士の資質の向上のために、これはまさしく必要ではないのかという議論まではたどり着きましたので。数を議論しますと、ちょっとややこしくなるので。その延長線上に、じゃ、2も会派なの、1も会派なの、3も会派なのという議論のほうがよろしいと思いますので、あせらずに、もうちょっとそういう形で、会派の持つ意義とか考え方の御意見があれば、その辺をまずまとめておきたいなと。

それから、数の構成は申し合わせになってきますので、条例に書き込むようなものではありませんので。県は、会派ができるというふうにはっきりうたい込んでありますので、例えば、そういう文言を入れるかどうかの議論になるんです、この議論は、条例上にね。もめれば、入れなければ、会派は条例上存在しませんので、勝手に私たちがつくっているということなので、やっぱりそれは議会として会派というものを認めていこうという、その今議論になっておりますので、あと、数は次のステップ。

【池田委員】 私も、議会運営上、会派は必要であるということの1人なんです。現状、会派制度がある以上の中で、個人的な議員活動という場があるときに、自分自身の議員活動、また意見なんかを通したときに、共鳴していただこうと思うときに、会派制度という役割、その制度の中にある会派に理解をいただくというのは1つの動物的習性の群れの中で、非常に聞く耳を持ってもらえるというか、協調性がしやすい、協調してもらいやすいという部分の中の会派のメリット。

だから、いずれにしても、メリット、デメリットはどんな分野にもあると思うんですね、会派制度によつてのメリットとデメリット。そうすると、デメリットの部分の中で、会派制度によつて何がデメリットになるのか。人数の部分もあろうかと思ひますけど、なるべくこの場では、そのデメリットが少なくなつていくような議論の方向性が大事ではないのかなという形で思ひますけど。

【竹井委員長】 服部副委員長。

【服部副委員長】 いろいろとあえて1人会派ということで発言させてもらつて、極端な議論をしたほうが意見が出やすいのかなと思つたので言つたんですけど、私が一番感じたのは、長田県議会議員が当選したときに、当選してすぐ、どこの会派へ入つていいかわからんということで、しばらく1人でおるとということになる。そのときに、我々が、亀山市から選出した県議会議員が、ほかの県議会議員と全く同じ権利を持つて議会活動をやつてもらわな困るんだと。そのときに、いわゆる一定期間1人でおるとということで、デメリットが出るというのか、そういうことになつては、我々が選んだ県議会議員であるのに、それでは困ると。だから、そういう意味では、しばらくそういう期間があつて1人でおる場合があつても、ほかの県議会議員と全く同じ権利を持つて県議会議員の活動ができるということは、やっぱり僕は保障されるべきやと思ひますよ。そういう意味で、1人会派というのは有効やなというのを感じたということ、長田君が当選したときに私は思つたんです。それでちょっと言わせてもらつたと。

もう一つは、今、議論になつておる、何をもつて会派をまとめるかと。やっぱり僕は政策やと思ひますよね。政策でもつてまとめるのが会派やという考え方をとれば、多分何かを実現しよう、例えば、こういう政策を実現しようということを考えたら、賛同してくれる人を一人でも多くつくらなきゃならん。そのための作業として、例えば視察に行つたり、いろんな議論をしたりということ、これを会派の中で重ねなきゃならんということになつてくると、どうしても意見の合う人たちがまとまりになつて、僕は自然と会派というのは存在してくるのやと思ひますよ。だから、20人おつたら20の会派ができるということは、少なくとも政策を軸にいろいろ活動できる議会であれば、私はそんな心配はないのかなと思ひます。

むしろそういう政策を軸にしたような会派であれば、そんな活動をしていく中で、どんどん政策的に一致できる人たちがグループを組んでいく。合わない人はまた別のグループを組んでいくという形で会派というのはつくられていくのやないかな。だから、やっぱり

政策が軸になって、そのためのいろんな活動をやっていく、話し合いをする、調査に行く、そんなことが会派の意味なんじゃないかなというふうに思うんですね。

そうなったときに、そしたらもう一つの考え方として、何としてもほかの人と相入れない、私はこういう政策を持っていますみたいなものが出てきたときに、それがたった1人やという場合に、そしたらその人を認めるかどうかということになったときに、やっぱりその人も1人の人として認めざるを得んのかなという意味で、その場合には1人会派というの也要るのかなと、こういうふうに思うんです。だから、政策を軸にした場合もそういうふうにもなるだろうし、それから、最初に言うたように、議員の権利として対等、平等のものを持たせるためにも、最低限のものとして1人が要るのかなと、そんなふうな思いを私は持って、1人会派もあっていいんじゃないだろうかという思いを持っておるということなんです。

【竹井委員長】 鈴木委員。

【鈴木委員】 議会基本条例の中に、1つは会派は結成することができる。僕も、議員になりたてなんですけども、やっぱり一市民の立場で議会をずっと見せてもらった中では、会派というものが非常にわかりづらかったという。それから、もう一つは、会派がどんな主張をしているのかというのがわかりづらかったというのは事実でございます。ただ、それが、会派の定義について、政治上の主義、理念、政策を共有する議員集団であるとか、あるいは、県のように、会派は政策立案、政策決定、政策提案等に関し、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。ここまで規定されてしまうと、今、服部議員がおっしゃったんですけども、やっぱり会派の中でも当然一致するところは一致することが多分多いと思うんですけども、個別の事案について、会派の中でも意見が違う場合が出てくる。だから、会派とは何かという場合に、政策を共有する議員集団とか、あるいは、合意形成に努めるという、そこまでやってしまうと、一議員の権利とかが失うおそれがあるものですから、会派とは何ぞやということをしっかり示すべきではあるけども、文言としてはもう少しふわっとした形の表現のほうが。例えば、これが、50人、60人議員がいて、3人、4人で組むのだったら、政治上の心情とか共通理念というのは持ち合わせることは十分可能なんですけども、20人、22人の中で、すべて網羅した形で一致できるというのは実態的に無理が生じるものですから、会派の1つは、結成はできるけども、会派とは何ぞやという文言を入れにゃいかんけども、余り窮屈なくくりをすると、個人の活動、あるいは考え方が伸びていかない、伸長をとめられるおそれがあるということだけ思います。

【竹井委員長】 会派の中身の問題は、会派の中で議論するということになると思うんですね、結局、次は。4人おったら4人、5人おったら5人の中で議論をして、整理をしていくと。そこまでこの委員会は突っ込むような。会派をどういう格好で条例化していくんだ。三重県議会の条例も、今、鈴木委員がおっしゃいましたように、会派をつくることができるということで会派を1つ認めたということですから、これは多分皆さんの御意見を含めて、そう異論はないところだろうと思います。

あと、会派と議員との関係、議会運営の中の会派と議会の中における会派とか、そうなると、さっきの会派の人格をどうするのやと。今は3人以上、会派として人格を認めておるけども、でも、議員は一緒じゃないかという、その議員の固まりを固めたものがその議員の上に乗っかっているんですね。悪いけど、議員の上に乗っかっているわけです、今。1人でおったら乗っからんのかよというのが、多分服部副委員長のおっしゃる意見で、じゃ、3人からが次なる段階、我々はステップアップを今して議論させてもらっているわけです、議運にしても、代表者にしても。そのところは、数のことに限らず、やっぱり会派の意義は一応これでオーケーになってきた。会派の一応目的みたいなものも、少し皆さんの議論の中にも、お互い切磋琢磨、政策、協議、さまざまな意見調整ができる、22人でやるよりは少人数でやって整理していくんだというところまでは見えてきました。

もうすぐ3時になりますので、きょうの議論としては、会派の必要性については、一応この委員会としては、従来どおり会派の必要性についてはある程度その方向は必要だろうということで、今の段階、仮まとめですけど、させてもらおうかなというふうには考えております。

ただ、あと、もうちょっと会派がどんなものなのかというところで、本当に数で切らないかんものなのか、県みたいなことになってくるのか、それは確かに服部副委員長に言われることもわからんでもないなと思ったり、皆さんのおっしゃることも、私もずっと言い聞かされているので当然わからないこともありません。

ただ、今、確かに無会派と会派の違いをほとんどなくしてきたんですね。平成9年から長い時間をかけてほぼ解消されたというところには来ています。だから、そうなると、別に会派はなくても思ったり、逆に、解消しているわけだから、既に。市民が見る会派と、議会が見る会派と同じ状態にする必要があるんじゃないかなというふうには、私は個人的には考えているので。そこが役選じゃないのかとか書いてあったり、昔はよく言われました。今はほとんどそんなことは言われなと思いますけど、その辺も含めて、もうちょっと

と、一、二点、会派のさっきデメリットというお話もありましたけども、デメリットを感じていらっしゃる方は御発言願いたいです。会派の中においてデメリットというのは余りないような気もするんですけど。会派に属さないデメリットはちょっと今おっしゃった。あれば。

森美和子委員。

【森（美）委員】 自分の中で、いろんな皆さんの意見を聞きながらすごい混乱している部分があるんですけど、議会の中で見た会派というのはこうやって人数構成されてよくわかるんですけど、これが、市民から、先ほど委員長が言われたように、見たときに、すごいわかりづらい部分。それから、会派に属さない議員というくくりになっているんですけど、1人であれば、その人が別にその何とか派という会派を名乗っても、さっき言われたように、それは別に何もおかしいことではないのかなと。それを会派とするのかどうかという、名前を別に名乗っても、たった1人であったとしても。それが運営上に何名とかという部分でくくられるというのは必要なのかもしれませんが、何でたった1人やと名前がなくて、くくった中で名前があるのかというのは、市民の目から見たらすごくわかりづらいかないというのは感じますけど。

【竹井委員長】 ですから、多分、今まで森淳之祐委員がおっしゃったように、会派という中で議会運営がずっとされてきている。議運ができましたので、少しその議論ももうちょっとこういう議論ができる、調整が要らなくなったんですね。今まで会派間で調整をしていた。それが議運というところのできたので、今度は会派の代表者によって議論ができるようになりました。会派の位置づけも大分変わってきたんじゃないかな。だから、今は政策集団のところでも少しずつ言葉が私は変わり出してきたと。役選とか運営ではなくて、そんな感じは持っていますけど、この10年ぐらい。

森美和子委員。

【森（美）委員】 ただ、森委員がおっしゃったように、1人会派ががごとふえてしまったときの議会運営上の大変さというのをおっしゃったんですよね。もしそれを決めたときに、1人会派ばかりがふえてしまうという危険性があるのであれば、それはちょっとどうなのか。だから、すごい自分の頭の中で混乱しているんですけど。

【竹井委員長】 今、言いましたけど、ほとんど会派に属す、属さないの議会運営上の差異はなくなったんですね、これによって。水野委員もおっしゃいましたけど、質問も1本になりましたので、会派の中の幅はちょっとありますけど、基本的に1人あたりはみんな

なほぼ1本になった。あと、やれていないのが代表者会議の出席と議会運営委員会の委員として出られない。ここは3名以上で、今、亀山市は区切っていると。仮に1人会派をつくっても、多分3名でしょう、皆さんがオーケーすればいいけれど。それは、1人でオーケーしちゃうと、5人も1人も一緒かということになりますので、そこだけなんです、今は。そこまでずっと改善はしてきたと。

ですから、あとは会派という名前が昔と今は何かちょっと変わってきたのではないかなという印象は持っています。議運ができてから、私は、大体3年目に議運ができましたので、ほとんどそっち側で活動していますので、ない時代がわからないんですよ。一番詳しいのは森委員ですけど。そこは会派の意味も違う意味を持っていたんでしょうけど、今はほとんど議運で調整ができるような時代になりましたので、大分変わってきたのではないかなという感じはしています。

ですから、今おっしゃったような、中から見た、外から見た。やっぱり会派の定義は何か要るかなと。もう2時間ぐらい議論させていただきました。次の段階で、もう一遍ちょっと、皆さん、またいろいろお考えになって、政策集団や何や、我々は言っていますけど、市民にわかる会派というものを、ちょっと皆さんで一遍何か考えていただいて、そこが先じゃないでしょうか。それができると、条例に入れるとか、入れないとか、その背景はこうだというのが出てくる。そこから、あと人数の問題のところへもう一本入らせていただく。

宮村委員。

【宮村委員】 次のテーマの焦点にもなるかと思うんですが、会派とかは森美和子委員から話があったけど、はっきり言うて、これは長い歴史の重みがあるんやから、大概重みのあるというのか、議論としてもすごい議論をこれからもしていく。私のいきさつをちょっと先に言いますと、私も、初当選、ある私の当時の後援会長が、どこも会派はしばらく1年間入るなど、一番ええ会派を自分で判断して入れよと。そうすると、生臭い話やけど、おれのところへ来い、おれのところへ来いと。結果、現実の話を言いますと、お二人ともみえないんですが、3人会派で、私がどこにも入らんもので、市民クラブのベテランの人が2人兄弟会派でいくから、宮村はおれのところへ入らんから、おまえら2人、兄弟会派やから、親戚やから、ちょっとあっちへ行っとか、そんないきさつとか。

だから、私は、会派というのは、ある部分は政策集団はもちろん、これは聞こえはいいわね。だけど、兄弟会派、市民クラブの方ばかりじゃないんですけど、縁戚の方もここに

みえますけども、考え方が合う人が会派以外にも、会派内よりも強烈な人がおりますやん。だけど、私は、政策集団、1つは当然、2つ目は、古い意味じゃなくて家族だと思う、会派は、助け合いというのかね。助け合いというのは変な意味じゃなくして、やっぱり会派は家族でなかったら。だから、政策集団でまとまりがある、1つの方向性とか、弱い知識のない人を応援してやる情報交換の場でもある。やっぱり助け合いの場が会派と違うかな。

【竹井委員長】 これまでの長い歴史の中に会派制はずっと根づいていまして、多分これを取り払うとか、今さらなくそうという議論には私はなつてこないだろうというふうに思います。ただ、その会派構成の考え方はまた時代時代変わってきているんでしょうし、特にまた新しい議員さんたちが入ってくれば、どんどん考え方も変わってきますので、やはりそういう方たちのためにも、会派って何ですかと言われたときに、3名以上は会派やわとはいかないので、同じ意思を共有するとか、政策の協議ができるとか、何かそういう形をこの委員会では少しくつっておいたほうが、市民にも説明できますし、新しくこられた、さっき宮村委員の当選時の披瀝がありましたけど、そういう御説明を本人たちもする。そういうものが今までなかったような気がしますので、最初から会派は3名以上だということだけでないので、きょう大分いい御議論をしていただきまして、会派の必要性や意義は随分御発言をいただき、またこれを論点だけまとめて、次、お出ししようと思います。

あと、定義っぽいものをもうちょっとみんなで考えてみようかということも次回させていただきます。一番ここの議論がやっぱり大きなところ。これですべて議会運営はつかさどられております、会派を軸に。だから、ここはもうちょっと丁寧に、もう一回か2回、時間があれば、もうちょっと皆さんの意思のすり合わせができるようにやらせていただこうというふうに考えております。ですから、次は定義というか、どんな形で亀山市の会派を、どんな定義にしようかというふうな御議論ができるようにまたお願いできれば、これまたさらに会派の中で協議していただいても結構ですし、これは会派の縛りは全く入れませんので、それから賛否とかは関係ありませんので、ぜひまたお願いできればというふうに思います。

一応3番目、きょう、中心議題でした会派の考え方については第1回目ということで、また次回までにきょうのお話の論点を全部整理して事前に渡せるようにいたします。またそれを御一読願って、次は会派の定義について少し議論をさせていただこうというふうに思います。

よろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【竹井委員長】 次回の開催なんです、これは委員長試案で全く申しわけありません。全協で議員研修会があるというふうに言っていましたので、その午前中にやらせてもらえないかなと。そうすると、23、5と26やったかな。3日間、今、当て日で、この前、議長から御報告がありました。決まると思いますので、多分午後からですから、基本的に。午前中10時からこの委員会をやらせていただいて、午後から研修会と。また事務局と調整して。一番いいのは研修会の日に午前中やらせていただいて、聞くところによりますと、ちょっと議会改革の話じゃないかなというようなこともあったので、午後からもう一度その話を聞くと。1日、そこで整理がつきますので。23、25、26だそうですが、23は議運ですので。調整がつかなければ、5、6にしてもらえるように。よろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【竹井委員長】 きょう、長時間大変ありがとうございました。前回に引き続き、いろんな御意見を出していただきました。大分議論が回るようになってまいりました。これから佳境に入ってまいりますので、ぜひまたいろんな御意見を賜りますようお願いをして、ちょうど2時間になりましたので、第9回の議会のあり方等検討特別委員会を閉じさせていただきます。大変御苦勞さまでございました。

— 了 —